

原議保存期間	5年(令和12年3月31日まで)
--------	------------------

佐本規制発第84号  
令和6年4月19日

各警察署長 殿

有効	令和11年3月31日まで
規制係	

交 通 部 長

### 通学路の交通安全の確保に向けた対策の推進について（通達）

通学路における交通安全の確保については、「通学路の交通安全の確保に向けた対策の推進について（通達）」（平成31年4月10日付け佐本規制発第102号ほか。以下「旧通達」という。）に基づき、学校関係者、道路管理者等との連携による危険箇所の合同点検の実施により、安全を確保する対策を推進してきたところであるが、各警察署においては、今年度以降においても、関係機関等と相互に連携して、下記のとおり、実効性が上がるよう通学路対策の推進に努められたい。

なお、旧通達は廃止する。

#### 記

#### 1 通学路の交通安全の確保に向けた今後の取組

##### (1) 通学路合同点検結果に基づく対策の着実な実施

通学路合同点検により警察が実施すべきとなった対策については、学校関係者等と連携して、地域住民や道路利用者等の合意形成を図るほか、要望どおりの対策が実施できない場合には代替案を講じるなど、対策の着実な実施を図ること。

##### (2) 通学路の交通安全の確保に向けた継続的な取組

今年度以降においても、各市町における通学路交通安全プログラムの枠組みを活用するほか、地域特性に応じた課題の設定等による効果的な合同点検を定期的の実施するなど、継続的な取組を推進すること。

#### 2 推進上の留意事項

##### (1) 挙署一体となった取組

本施策の推進に当たっては、交通部門のみならず、地域に密着し実態を熟知している受持警察官を始めとする地域部門等との連携を図るなど挙署一体となって取り組み、通学路における子供の安全確保に努めること。

##### (2) 地域における推進体制の構築

対策の着実な推進及び定期的な合同点検の実施等を図るため、各市町の交通対

策協議会等の既存組織やこれまでの合同点検を通じて構築された枠組みを活用するなど、関係機関と連携して継続的な取組が可能となる推進体制を構築すること。

(3) 効果的な合同点検の実施

合同点検を実施するに当たっては、山間部や沿岸部などの気候・地勢、道路交通の状況及び通学実態等の地域の特性を踏まえ、それぞれの特性に応じた課題を設定するほか、児童、保護者等通学路を実際に利用している者に合同点検への参加を求めるなど、合同点検が効果的なものとなるよう努めること。

(4) 交通規制の見直しの推進

合同点検を通じて、通学実態に応じた通行禁止規制の規制時間の見直しや廃校に伴う交通規制の廃止など、通学路の利用実態に応じた交通規制となるよう見直しを図ること。

(5) 積極的な情報の発信

通学路対策として新たに交通規制を実施する場合は、当該交通規制に関する情報について、各種広報媒体を活用した積極的な広報を実施するなど、地域住民や道路利用者に対する周知を図ること。

**3 施策等に関する報告**

各警察署が独自で実施した合同点検等に関して、通学路等における子供の安全確保の好事例、先進的事例と認められる施策を実施した場合には、その都度申報すること。また、これらの施策を実施した担当者の賞揚にも配慮すること。